

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成16年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設の管理運営を行うため、介護老人保健施設事業の設置及び経営の基本に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 施設で実施するサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス
- (2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (3) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (4) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (5) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (6) 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (7) 介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

第2条第4項を削る。

第3条中「及び附則第2項から附則第4項まで」を「並びに附則第2項及び附則第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定員)

第3条の2 施設利用の定員は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げるサービスに係る入所者 62人
- (2) 第2条第3項第4号及び第5号に掲げるサービスに係る通所者 1日につき40人

第4条の見出しを「(休業日)」に改め、同条本文を次のように改める。

第2条第3項第4号から第7号までに掲げるサービスの休業日は、次に掲げるとおりとする。

第4条ただし書中「中止」を「休業」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用時間)

第5条 次の各号に掲げるサービスの利用時間は、当該各号に定めるとおりとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第2条第3項第4号及び第5号に掲げるサービス 午前9時30分から午後3時30分まで
- (2) 第2条第3項第6号及び第7号に掲げるサービス 午前8時30分から午後5時15分まで

第18条を次のように改める。

(利用対象者)

第18条 サービスを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条第3項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げるサービス 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (2) 第2条第3項第3号、第5号及び第7号に掲げるサービス 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (3) その他市長が特に認める者

第19条の見出し中「入所等」を「利用」に改め、同条中「施設に入所し、又は通所する者」を「サービスを利用する者」に、「使用」を「サービスの利用」に改め、同条第2号中「入所し、又は通所」を「サービスを利用」に改める。

第20条中「入所者」を「利用者」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者のうち病状が安定期にある者に対し、同法第8条第24項に規定する施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした、同条第26項に規定する介護老人保健施設の管理運営を行うため、事業の経営基本に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(事業の設置)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>周南市介護老人保健施設（以下「施設」という。）で実施するサービスは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法第8条第26項に規定する介護保健施設サービス</u></p> <p><u>(2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護</u></p> <p><u>(3) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(4) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p> <p><u>(5) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所</u></p> | <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設の管理運営を行うため、介護老人保健施設事業の設置及び経営の基本に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(事業の設置等)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>施設で実施するサービスは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス</u></p> <p><u>(2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護</u></p> <p><u>(3) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p> <p><u>(4) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(5) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所</u></p> |

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>リハビリテーション</u></p> <p>4 <u>施設で実施するサービスの定員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>介護保健施設サービス 62人（うち短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 空室で対応できる範囲）</u></p> <p>(2) <u>通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）</u><br/><u>40人</u></p> <p>（公営企業法の財務規則等の適用）</p> <p>第3条 施設事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、法第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで及び附則第2項から附則第4項までの規定を適用する。</p> | <p style="text-align: center;"><u>リハビリテーション</u></p> <p>(6) <u>介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション</u></p> <p>(7) <u>介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション</u></p> <p>（公営企業法の財務規則等の適用）</p> <p>第3条 施設事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、法第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び附則第3項の規定を適用する。</p> <p>（定員）</p> <p>第3条の2 <u>施設利用の定員は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第2条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げるサービスに係る入所者 62人</u></p> <p>(2) <u>第2条第3項第4号及び第5号に掲げるサービスに係</u></p> |

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(通所リハビリテーション等の休日)</u></p> <p>第4条 <u>施設の実施する通所リハビリテーション等のサービスを行わない日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に中止することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>         | <p style="text-align: center;"><u>(休業日)</u></p> <p>第4条 <u>第2条第3項第4号から第7号までに掲げるサービスの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>  |
| <p style="text-align: center;"><u>(通所リハビリテーション等のサービスを実施する時間)</u></p> <p>第5条 <u>施設で実施する通所リハビリテーション等のサービスは、午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>                      | <p style="text-align: center;"><u>(利用時間)</u></p> <p>第5条 <u>次の各号に掲げるサービスの利用時間は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条第3項第4号及び第5号に掲げるサービス 午前9時30分から午後3時30分まで</u></p> <p>(2) <u>第2条第3項第6号及び第7号に掲げるサービス 午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(入所者等の範囲)</u></p> <p>第18条 <u>施設に入所又は通所できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーションについては、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(利用対象者)</u></p> <p>第18条 <u>サービスを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>第2条第3項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げるサービス 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</u></p>  |

現行

- (2) 介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者
- (3) その他市長が特に認める者

(入所等の制限)

第19条 市長は、施設に入所し、又は通所する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の停止又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) (略)
- (2) 偽りその他不正な手段により入所し、又は通所しているとき。
- (3)・(4) (略)

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者又は入所者は、故意又は過失により施設又は施設の設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

改正案

- (2) 第2条第3項第3号、第5号及び第7号に掲げるサービス 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (3) その他市長が特に認める者

(利用の制限)

第19条 市長は、サービスを利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの利用の停止又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) (略)
- (2) 偽りその他不正な手段によりサービスを利用しているとき。
- (3)・(4) (略)

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設又は施設の設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。